

地域史料研究会・福岡

# 研究会報

第8号 (通巻 第138号) 2014・5

## 春日神社「由緒略記」についての一考察

田中 由利子

### はじめに

福岡藩では、明和五(一七六八)年四月、六代藩主黒田継高により初代藩主長政が「武威円徳聖照権現」として神格化され、神霊が城内に安置された。藩による長政の神格化が行われる以前に、長政の霊を神霊とし祀っていたとする神社が藩内にある。それが春日神社に相殿として合祀された黒田宮である。当初、長政の神霊を黒田大明神として私的に祀っていたが、天明三(一七八三)年に至り、藩より公認を得ることとなった。それらの由緒は春日神社歴代神職である波多野家に

多く存在する。

本稿では、それら由緒の一つで、天保六(一八三五)年六月二八日、春日神社三八代大宮司波多野陸奥守常成によって記された「黒崎駅宗社春日宮国祖黒田宮御由緒略記」(以下「由緒略記」と略称する)を取り上げる。これは、ほぼ時系列に日記風に記されているが編纂されたものであり、内容は神社の一般的な由緒書とはいささか趣が異なる。

そこで、この「由緒略記」が記された内容の特殊性及び時代的背景を考察し、「由緒略記」の持つ意義について検討する。これによって、近世後期における

福岡藩と神社の関係性の一端を明らかにすることができるとは思えないかと考える。

### 1 黒田大明神鎮座由来の二つの説

春日神社は、筑前国遠賀郡(御牧郡)黒崎駅(現北九州市八幡西区)の南山王山にあり、古くは花尾城の麓の鳥野原に位置し鳥野春日社ともいった。中世は花尾・帆柱の両城主麻生氏の氏神であったが、戦乱で落城した際、社殿は焼失した。のち村民が下上ノ名に仮殿を建立した。慶長年間、端城である黒崎城の城主井上之房(道伯)が藤田村に社殿を造立して遷宮し、井上家の氏神とした。藤田、田町、鳴水三村の産土神で、『福岡県地理全誌』四九、寛政九(一七九七)年に上進された『筑前国続風土記附録』では、上記三村に加え黒崎宿にある秋月屋敷が追加されている。また、春

日神社(黒田宮)には長政の神霊黒田大明神が祀られ、毎年、長政の命日である八月四日に国祖祭として祭礼が行われていると記されている。

この「由緒略記」は、一つ書きで一八九条あり、その中に黒田大明神鎮座について二つの説が書かれている。一つは寛永九(二六三二)年八月、黒田騒動(二代藩主忠之には謀反の疑いがあるとして家臣栗山大膳利章より公儀に訴えられる)の参考人の一人である家臣井上之房が江戸に行く際、黒崎宿で春日神社神職波多野神太夫正治を召し寄せ、春日大明神の相殿に長政の神霊を国祖黒田大明神として祀り、「御上御開運」(忠之の勝利)を祈願させたとする説である(六条目)。もう一つは、井上之房が興雲公(長政の戒名)逝去の折、興雲公から拝領した品々を(後に神に祀られた)興雲

公の御神霊に供え、黒崎城本丸に社を建立し国祖黒田大明神として祀ったが、井上氏が黒崎城を退去する際、春日神社に遷座させた。その後、黒田騒動の際にその次第を黒田氏(忠之カ)に申し上げたところ、祈祷を御上から命じられたという説である(九条目)。しかし、この説については、元和元(一六一五)年幕府より「一国一城令」

が出ていることから、長政逝去時の元和九(一六二二)年に端城である黒崎城がまだ存在していたのかは疑問である。

黒田大明神鎮座の由来には、両説ともに家臣井上之房と「黒田騒動」の関係性がみられる。

**2 春日神社と本藩藩主との関わり**

この「由緒略記」一一九条の内容を分析してみると、本藩(福岡藩)との関わりが六八カ条、秋月藩との関わりが三三カ

条、井上氏との関わりが一三カ条、産土神としての氏子との関わりが四カ条で、領域往来者は数あるとしながらも、久留米藩家老の黒崎宿通過時の参拝が二カ条と、薩摩鹿兒島藩の一カ条(社参の噂)のみである。また、本藩・秋月藩・鹿兒島藩の内容はともに藩主についてである。

関わりが一番多かった本藩黒田家をみていくと、藩主が江戸にいて福岡城に在城していない時は、この「由緒略記」に記載がない。その藩主とは九代藩主斉隆、一〇代藩主斉清、一代藩主斉溥で、七代藩主治之や八代藩主治高についての記載はない。つまり、九代から一代までの藩主との関係に限ってのみ記載されているのである。その藩主の記載件数をみてみると、斉隆は二件(二七歳で初入部して二年後に逝去)、斉

清は二二件、斉溥は藩主襲封七カ月目にあたるため、藩主としての行動の記載はないが、話の中に若殿様という名称で二二件ある。

そこで、九代藩主斉隆及び、一〇代藩主斉清と春日神社の関係について、「由緒略記」「波多野家文書」「新訂黒田家譜」第五卷(黒田新統家譜斉隆記・斉清記)よりみていく。

春日神社で長政の神霊(黒田大明神)を祀ることが藩から公認されたのは前述したように天明三年であった。この年、一橋家からの養子である斉隆(七歳)は九代藩主就任直後で江戸にいた。このことから、一連のこの決定は藩政を預かる家老達の決定(家老合議制)ではなかったかと考える。福岡藩にとってこの年は黒田家における先祖顕彰が一時的に盛り上がった時期であった。その一つ

清は二二件、斉溥は藩主襲封七カ月目にあたるため、藩主としての行動の記載はないが、話の中に若殿様という名称で二二件ある。

そこで、九代藩主斉隆及び、一〇代藩主斉清と春日神社の関係について、「由緒略記」「波多野家文書」「新訂黒田家譜」第五卷(黒田新統家譜斉隆記・斉清記)よりみていく。

春日神社で長政の神霊(黒田大明神)を祀ることが藩から公認されたのは前述したように天明三年であった。この年、一橋家からの養子である斉隆(七歳)は九代藩主就任直後で江戸にいた。このことから、一連のこの決定は藩政を預かる家老達の決定(家老合議制)ではなかったかと考える。福岡藩にとってこの年は黒田家における先祖顕彰が一時的に盛り上がった時期であった。その一つ

が、職隆(孝高の父・長政の祖父)の墓所の発見であった。このことは、翌年(天明四年)の職隆の二百年忌を控えてのタイムミングであった(宮野二〇一一)。この趨勢(先祖顕彰と藩主信仰を重大に受け入れる世相)の時宜が、春日神社にとつて、長政の神格化の公認に結びついた要因の一つとも考えられる。

寛政八(二七九六)年九月、斉隆は一九歳で急逝した。半年前に生まれた斉清への跡目相続が未定であったため、家臣の毛利内記らは藩の存続を危惧しながら(藩主が生前に跡目相続せず死去した場合家名断絶もある)、跡目相続願いを持参し江戸へ登った。その途中、春日神社(黒田宮)へ立ち寄り黒田大明神(長政)に跡目相続成就を祈願した。幕府より斉清へ一〇代藩主の跡目相続が許可された帰路、毛利内記らは春日神社

に御礼参りをした。このことにより、藩及び藩主と春日神社の結び付きが更に強化したと考える。

生まれて八カ月で遺領を継いだ一〇代藩主斉清は、寛政一二(二八〇〇)年、六歳で初めて江戸へ登った。その際、春日神社には代参があった。その後、文化八(二八一二)年、初入部した斉清は黒田宮に直参する。それ以来、藩主は江戸参勤の際に黒田大明神(長政)を祀る黒田宮に社参することが慣例となつた。

### 3 長政の神霊祭祀の疑問点

この「由緒略記」によれば、春日神社の外護者であった井上氏が承応元(一六五二)年に退国して以降、黒田大明神が藩から認められる天明三(一七八三)年までの間、長政の神霊の祭祀は波多野家自力の祭祀だ

つたとある(一二条)。

しかし、「由緒略記」の一六条目には、長政の神霊祭祀を含む三つの疑問点がみて取れる。次は一六条目である。

一、安永二年癸巳八月、黒田宮百五十年御遠忌二付、忠之公寛永十一年二御奉納被仰付候興雲公之御画像及大破候二付、古画像ハ神殿ニ秘蔵仕、別幅新製ニ相調、画工尾形喜六殿美淵と云被相認、表装等大造之御仕立ニ而御座候事

一つ目は、長政の百五十年遠忌が安永二年に行われたとなつている点である。先の『新訂黒田家譜』第五卷(黒田新統家譜斉隆記・斉清記)によれば、藩内において前年の安永元(一七七二)年八月四日に行われていた。これをふまえれば疑問が残る。

二つ目は、寛永一一(一六三

四年、忠之が奉納したとする興雲公(長政)の画像は不明で、その大破した古画像が秘蔵されている神殿もまた、当該時には存在しない点である。それを裏付ける史料が『波多野家文書』の中の延宝八(二六八〇)年正月十五日付の二通の遺言状である。春日神社の神官である波多野河内守正次は、嗣子である次期神官波多野喜内(養子)に対し遺書「譲り状」を記した。

内容は、波多野家が関与する全ての神及び兼帯する神社の由緒や、祭礼の日付であった。しかし、この「譲り状」には、長政の神霊に関することや、長政の神霊を祀っているとする黒田宮の存在及び祭祀の記載も無いのである。同日の日付を記したもう一通の正次の「譲り状」には、前述の正次の「譲り状」の内容に、黒田宮関連の由緒及び祭祀が追記されている

のである（長政の画像の記載は無い）。つまり、波多野家には、一部を除いて全く同文で同日付の正次の「譲り状」が二通存在しているのである。また、元文五（二七四〇）五月、波多野河内守より桜井神社浦民部少輔に宛てた「先祖古証文系図書控写」にも、黒田宮及び黒田大明神の祭祀の記載はない。それ故、先の追記された「譲り状」は、後に作成されたものと考えられる。

三つ目の疑問点は興雲公（長政）の画像を認めたとする尾形喜六（美淵）についてである。尾形喜六とは福岡藩黒田家お抱え絵師尾形家第六代尾形洞谷のことである。洞谷が尾形家の家督を継いだのは天明元（一七八一）年で二九歳の時であった。長政の画像を認めたとする安永二（一七七三）年八月時は、二一歳で、尾形家に一六歳で養

子に入つて五年目であつた。当時の姓は小方で、尾形に改名したのは天明八（一七八八）年であつた。また、「美淵」という名称を狩野洞春美信から許されたのは、寛政二（一七九〇）年で三八歳の時であつたことからも、尾形喜六が長政の肖像画を描いたということは疑問である。因みに継高の依頼で長政の肖像画像を描いたのは、尾形家御第五代の小方守厚で、その時、黒田家に伝来していた「本絵」を城中で写すことが許されたとある（小林一九八八）。藩主の肖像画作成が容易でない状況の中、一般の中小神社で長政が描かれるということにも疑問が残る。

#### 4 長政の神霊祭祀の論理

春日神社波多野家における長政の神霊を祀る論理の一つは次の一四条目に表れている。

一、栗山備後殿ハ 〔利安〕 如 〔福岡藩藩祖黒田孝高〕 水 公

御没後ヲ被奉慕、上座郡志和村二圓清寺御建立被成、井上道伯老ハ興雲公ヲ被奉慕、当社御建立被成候、御忠志之処ハ乍恐御同様二候、御趣意被成御座候処、御両家共無抛御退国ニ相成候得共、根元重キ御尊霊様柄之御儀、且ハ格別厚キ御忠節之御方ニ被成置候儀共二候哉

栗山備後利安（黒田騒動時の栗山大膳利章の父）は、福岡藩藩祖である黒田孝高（如水・長政の父）を慕い円清寺で慰霊している。同じ家臣である井上之房は初代藩主である長政を慕い祀っている。また、両家ともに抛ん所なき事情で退国しているが、このように尊霊に対する格別の忠節は、二人とも同じであるにもかかわらず、次のように続く。

御上江も御見捨不被為遊、

追々之思召ヲ以、上座郡圓清

寺ハ結構之御取扱ニ相成、院内之御修造平常之処迄も御手厚ク被仰付候儀ニ付、当社黒田宮之処も此儘ニ被為成候而ハ第一御神意之程恐多被対神祇官ニ候処も不相濟、尚更公儀御条目之御趣意ニも不相叶、御社受持被仰付候身分ニ取候而ハ心外難渋ニ奉存上候（中略）御上并御国家之御祈禱筋諸祈願等先規之通無間断被為仰付度御儀ニ奉存上候、左候ハ、前断ニも申上候通、第一御神意ニ被為叶、被対神祇官ニ候御趣意も相立、且公儀之御条目ニ家之御繁栄之御基ニこそ可被為成候、御社受持被仰付置候身分ニ取候而ハ尚更神祇道相立冥加至極難有仕合ニ可奉存上候事

藩は円清寺に対して手厚く

外護している。一方、黒田宮に  
対しては外護がないと、藩の対  
応の相違を述べる。そして、黒  
田宮に対し藩主及び藩の祈禱  
や諸祈願を間断なく仰せられ  
れば(外護すれば)、それは、①  
神意に叶い、②神祇官の趣意も  
相立ち、③公儀の御条目にも相  
叶い、最終的には国家(福岡藩)  
の繁栄の基になると、論理を展  
開するのである。

その後、天明三年三月、藩よ  
り「御調子あつて御祭礼御上よ  
り御再興なさせ玉ひ」(『波多  
野家文書』)と、春日神社は長政  
の神霊の祭祀を許され、同年七  
月八日吉田家から黒田大明神  
の神号を許可された。

### 5 春日神社と秋月藩

福岡藩からのお墨付きをも  
らった春日神社の、支藩である  
秋月藩に対する自社認識の一  
端をみてみよう。

秋月藩(現在福岡県朝倉市)

は、福岡藩の支藩で、元和九(一  
六二二)年福岡藩初代藩主の黒  
田長政の遺言により、三男の長  
興が福岡藩より五万石を分知  
され立藩した。元禄期には黒崎  
宿に秋月屋敷が置かれ、氏神と  
して住吉神社が祀られていた。

次の「口上之覚」は文化二(一  
八〇五)年閏四月、黒崎大宮司  
波多野河内守より秋月藩御役  
所中宛てに出されたものであ  
る(波多野氏は黒崎一円の神社  
を兼帯していて自ら黒崎大宮司  
と名乗る場合もあった)。

一黒崎邑御鎮座國祖黒田大明  
神ハ忝も國祖之尊神長政大  
君を奉齋キ御社之根元御鎮  
座之御次第ハ寛永九年之秋  
當邑在城井上道柏様重キ御  
宿願ニ依て、私六代之祖波多  
野神大夫蒙仰奉勸請 御委敷ハ別  
紙御社記  
井上大家ヨリ八月四日重  
御祭礼被執行候、其後同家御

退國已來御祭礼等も疎ニ被

為成行候處、私父波多野紀伊  
守御祭礼奉再興度、御本家様  
ニ御願申上候處、速御許容被  
為仰付、御供米等御寄附被仰  
付乍恐蒙君命已來、年々目出  
度御祭礼奉修行御札御守御  
本家様御館ニ御奉納候 目出度御祈只  
今も年々御札

奉献納、其後敬 福岡藩九代藩主黒田奇隆  
院様  
御参府御上下毎ニ無御懈怠  
御社参被為遊御座、至御當  
下毎ニ無御懈怠御社参被遊  
御座奉捧奉幣、弥以御武運御  
長久御如意御安全御祈禱奉  
執行、且又御参府御上下海陸  
御安全御札御守於御茶屋奉  
献納候、乍恐御國第一之御尊  
神靈様柄ニ被為在御座候得  
者、上江も御格別御尊崇可被  
為遊御儀 与 奉感懐候、乍恐當  
社御鎮座候次第是迄も御上  
達御聴ニ候御儀も可有御座  
と奉存上候得共、未委敷ハ聞

召不被分候御事哉 与 奉存上  
候(中略)此節御上御参府被  
為遊御座候ヨリ、不肖之身分  
寸志為冥加海陸御安全御札  
御守奉献納度奉存上候、根元  
國祖黒田大明神様、乍恐御血  
統御神縁之 秋月藩八代藩主黒田長舒  
御上  
ニ被為在御座候得者、神慮に  
も如何計か御喜納座し給ひ、  
弥以、御上御武運御長久御如  
意御安全御守護可給御事 与  
深々実儀恐察仕候、我々は職  
業とハ申なから身分ニ取候 而  
者、甚以本意ニ存上候、御役  
中様御仁恵之上、宜敷御聞通  
被仰付御取成を以、一通御上  
江も御伺被為下右之御祈禱  
御受納被為下候ハ、無此上  
難有仕合奉存上候  
内容をみてみると、まず、黒  
田大明神の鎮座の由来と、斉  
隆・斉清の黒田宮に対する尊崇  
の深さを列挙する。続いて秋月  
藩藩主に対し、国祖様(長政)が

当神社へ御鎮座なさる由来を未だ詳しくはご存じないようだという。そこには、秋月藩主が黒田大明神鎮座の由来を知っていたら、黒田宮に対し本藩同様の取り扱いをするはずだと想定していることがうかがえる。そして、秋月藩主はもともと国祖黒田大明神(長政)の血統なので、春日神社(黒田宮)を外護することは、大明神様も大変お喜びになると、初代藩主長政を引き合いに出す。黒崎宿に屋敷を持つ秋月藩に対し、この「口上之覚」の意図は外護の要望と受け取ることができる。

これは、本藩に対する春日神社波多野氏の「由緒略記」に内包した自社認識とそれを利用した外護要望に通じるものをうかがわせる。しかし、その文言は「由緒略記」より強いものであった。

この「口上之覚」の結果は、

「文政二年四月秋月甲斐守公御参詣あらせ玉ひ御本家御同様御定式にならせ玉ふ由太田宅之進殿(御用人御供家老)より仰聞らる」(『波多野家文書』)となり、秋月藩も参府の折には藩主が参詣するようになる。「由緒略記」に、秋月藩に関する条数が多いのはこのような理由によると考えられる。

### おわりに

今回取り上げた「黒崎駅宗社春日宮国祖黒田宮御由緒略記」で、春日神社が黒田大明神(長政)を祀った経緯については、いくつかの疑問点があった。しかし、本稿ではその真偽を明らかにすることが主題ではなく、この由緒書に示される春日神社の藩主祭祀をめぐる意義について考えてみた。

まず、「由緒略記」には内容的には二つの特徴があった。一

つ目は、表題に「略記」とあることから、春日神社の全ての祭神や、関係する兼帯社及び自社の歴代神主名などの記載はなく、内容は藩主関係にのみ特化し、特に藩主(斉隆・斉清)の福岡城に在城の時が重点的に記載されていたことである。二つ目は、最後の一一九条目に、

「差向公辺江相動候手数のミ荒々御由諸書付入御覧二申候」と記されていることである。正式な寺社差出であれば、「差向」しないと考えられる。しかし、「公辺江相動候手数のミ」とあることから、藩(寺社方)からの何らかの要請は考えられる。可能性の一つは、「黒田新統家譜斉隆記・斉清記」との関係である。天保三(一八三二)年、竹田定夫が家譜編纂『黒田新統家譜』第三編(斉隆記・斉清記を含む)を命じられている。この時、主な

寺社やその他に、黒田家あるいは藩主に関係する文書などの提出を要請したとも考えられる。因みに、上記の完成は時間がかかり、弘化元(一八四四)年八月、五卷「治之記・治高記・斉隆記・斉清記」の清書が終わるとある(『新訂黒田家譜』第五卷)。

次に、時代背景である。黒田大明神が藩より認められた天明三(一七八三)年は、斉隆(六歳)の藩主就任した直後で、藩内において黒田家の先祖顕彰が盛り上がっていた。それは、六代藩主継高をもって黒田家の血統が断絶したことに因を

発す。幕府の関与により養子に迎えた七代・八代の藩主である治之・治高は共に三〇歳と二九歳の若さで逝去し、治政期間も短かった。続いて一橋家より養子に迎えた九代藩主斉隆は幼少であったため、福岡藩の藩

の血統が断絶したことに因を

政は家老合議制によって行われていたと推測する。また、「由緒略記」が記された天保六（一八三五年）は、それ以前から続く藩の財政窮乏に対し改革が始まり、それに飢饉が追い打ちした（檜垣一九九一）。そのため近世中後期、福岡藩では寺社外護の縮小が行われた（「黒田家文書」四一八）。

このように福岡藩が政治的・経済的にも不安定な状況の時期に書かれたこの由緒書は、藩からのある種の要請に答えたものであったとしても、その内容は、初代藩主を神格化し祀っているという由緒を現藩主及び藩に誇示することによって、自社（春日神社）への外護を有利に展開しようとする意図が内包されていると思われる。

一方藩においては、宝暦・明和の藩政改革の際に、初代藩主長政がその求心力として利用

された（松下一九七五）ことと同様に、春日神社が長政を黒田大明神として崇拝するという事象は、黒田家の血脈の断絶に対し黒田家の永続と領内を結束させたいとする藩の要望にも合致したのではないだろうか。黒田大明神を祀っていたとする春日神社の由緒の経緯に疑わしい点があつたとしても、それを容認することにより上記の効果を期待したと考えられる。例えば、斉隆が初入部の次年より精力的に藩内を見て回り、自ら「黒田家の者」として民衆にアピールする姿はそれを意味すると考えられる。

福岡藩における藩主（藩）と神社の関係は、近世初期では二代藩主忠之が由緒歴史のない桜井神社を福岡藩中小神社の惣司（触頭）と任命し、他の歴史の長い神社の由緒を考慮しなかつたのに対し、近世後期にお

いては春日神社が黒田大明神を祀っているという創作とも取れる由緒を藩は承認した。それにより春日神社では、藩主や藩に対し外護を強要する論理を展開した。藩主（藩）と神社の関係性について、近世を通してどのような変化が生じてきたのかを検討していくことを今後の課題としたい。

### 参考文献

- ・黒崎駅宗社春日宮国祖黒田宮御由緒略記」（福岡県史編纂資料）一六二、福岡県立図書館蔵〇七一―七三）。異体字「畧記」は常用漢字「略記」に改めた。
- ・能美安男校訂編集『波多野家文書』第一輯～第七輯、第五輯のみ欠損「波多野英磨蔵」一九六五年。
- ・檜垣元吉『近世北部九州諸藩史の研究』九州大学出版会、一九九一年。
- ・松下史朗「福岡藩における財政経済政策の展開（Ⅰ）―長政遺言と第六代藩主継高の治政―」（『経済学研

究』四〇、一九七五年）。

・宮野弘樹「福岡藩主黒田家の系譜の変遷について」（『市史研究ふくおか』第六号、福岡市博物館市史編さん室、二〇一一年）。

・守友隆「福岡県立図書館蔵『黒崎駅鎮座鳥野春日宮国祖黒田宮御由緒略記』の紹介」（『北九州市立自然史・歴史博物館研究報告』第九号、二〇一二年）。

・川添昭二・福岡古文書を読む会校訂『新訂黒田家譜』第四巻、第五巻（文献出版、一九八二年、一九八三年）。

・小林法子「筑前絵師考―尾形家と衣笠家―」（『福岡県史』近世研究編、福岡藩三、西日本文化協会、一九八八年）。

・「口上之覚」（文化二年卯年閏四月）（『秋月黒田家文書』二二九）九州大学記録資料館九州文化史資料部門蔵。

・「安政二年・安政三年秘記寺社御用帳」（『黒田家文書』四一八）福岡県立図書館蔵、安政二年丙辰正月十一日の項。



## 懇話会報告

### 第一一回

二〇一三年一月二三日一四時から、福岡市中央区天神一丁目 エルガーラオフィス六階の久留米大学福岡サテライトで、一五名が参加して第一一回の懇話会を開催しました。

本間 祐治 氏  
筑後川下流の

近代化遺産群探査と考察  
—佐賀財閥形成と大隈重信の影—

### 第二一回

二〇一四年二月一日一四時から、久留米大学福岡サテライトで、八名が参加して第二一回の懇話会を開催しました。

田中 由利子 氏

藩主の神格化と神社の由緒記  
—春日神社の「由緒略記」を—

素材として—

### 第三一回

二〇一四年四月一九日一四時から、久留米大学福岡サテライトで、一五名が参加して第三回の懇話会を開催しました。

江藤 彰彦 氏

『近世博多年代記』から  
見えてくるもの

—史料論のメガネで—

見てみると—

## 【研究会からのお知らせ】

### 二〇一四年度

#### 会員総会開催のお知らせ

二〇一四年度の会員総会を二〇一四年六月二八日(土)、第一四回懇話会終了後に開催します。通常の議題のほか、会員名簿の取扱いなどについて審議をお願いする予定です。会員の皆様のご出席をお願いいたします。

#### 懇話会報告者を募集します

研究会では今年度四月一九日に続き、六月二八日、九月二七日、十一月二九日及び来年二月に懇話会を開催する予定です。会員の皆様からの報告を募集しています。毎回一名ないし二名を予定しています。

会員からのご推薦があれば、会員以外の方にもご報告をいただいています。報告をご希望の方や報告者を推薦していただければ事務局にご連絡ください。報告資料等の準備は、原則として報告者ご自身をお願いしますが、支援が必要な場合はご遠慮なく事務局にご相談ください。

(jimukyoku@chikishi.com)

## 『研究会報』への投稿について

地域史料研究会・福岡が発行しているこの『研究会報』の原稿を随時募集しています。

現在は不定期に発行していますが、できるだけ定期的に発行できるようにしたいと考えていますので、多くの会員の皆様からのご投稿をお待ちしています。

『研究会報』の刊行は、研究会のウェブサイトで閲覧できるように画像で公開するとともに、サイト上でPDFファイルを提供することとし、それによって印刷物の刊行に代えています。PDFファイルダウンロードすれば、印刷していただくこともできます。

なお、『研究会報』の印刷版は懇話会など研究会の会合で配布していますが、印刷したものが必要な場合は事務局へご連絡ください。

会則に定める研究会の目的に沿ったものであれば、原則として内容・形式を問いませんが、本格的な印刷作業ではないため、使用できる文字や割付けなどに制約がある場合があります。編集委員会から若干の修正をお願いする場合がありますので、そ

の点についてはあらかじめご承知おきください。また、図版や写真等を掲載することもできます。

原稿は、可能であればワードプロセッサのファイルやテキストファイルなど、電子データで提出していただくようお願いしています。また、編集委員会でも結構です。また、編集委員会では掲載形式に調整させていただきますので、提出いただく原稿は横書きでも結構です。

字数は特に制限していませんが、八千字以上になる場合にはあらかじめご相談ください。会員の皆様からの積極的なご投稿をお待ちしています。投稿をご希望の方は編集委員会へご連絡ください。

(henshu@chikishi.com)

## 研究会報 第八号

(県史だより 通巻第一三八号)

平成二六年五月二日発行

編集・発行

地域史料研究会・福岡

jimukyoku@chikishi.com

http://www.chikishi.com